

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種(令和27年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各地方機関の長  
各附属機関の長

警察庁丁企画発第83号  
令和7年2月10日  
警察庁長官官房企画課長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の公布について（通達）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等を踏まえ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）が本日公布され、令和7年3月1日から施行されることとなった。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 別紙

(凡例)

- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）
- 「改正規則」 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）

### 第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）等に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

これを踏まえ、聴聞等の手続に係る公示について、所要の規定の整備を行うこととした。

### 第2 改正府令等の内容

#### 1 改正府令

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

#### 2 改正規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）、ストーカー行為等の規則等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）の一部を改正し、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

#### 3 施行期日

令和7年3月1日から施行することとした。

### 第3 参考

各規定における運用上の留意事項等については、所管部局から別途指示することを予定している。

(参考資料)

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）の官報の写し
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則  
 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)  
 第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第百十一条 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p>	<p>第百十一条 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</p>

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正)  
 第二条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(運行供用制限命令に係る文書の記載事項)  <b>第九条</b> 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。      一 法第九条第一項の規定による都道府県公安委員会の命令(以下この条において「運行供用制限命令」という。)の年月日</p>	<p>(運行供用制限命令に係る文書の記載事項)  <b>第九条</b> 法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。      一 法第九条第一項の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の命令(以下この条において「運行供用制限命令」という。)の年月日</p>

(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)  
 第三条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(聴聞の審理の公開)  <b>第十二条</b> [略]      2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p>	<p>(聴聞の審理の公開)  <b>第十二条</b> [同上]      2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</p>

(ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正)  
 第四条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意見の聴取の審理の公開)  <b>第十一条</b> [略]      2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p>	<p>(意見の聴取の審理の公開)  <b>第十一条</b> [同上]      2 前項の規定による公示は、意見の聴取を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</p>

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正)  
 第五条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意見の聴取の審理の公開)  <b>第十一条</b> [略]      2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p>	<p>(意見の聴取の審理の公開)  <b>第十一条</b> [同上]      2 前項の規定による公示は、国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</p>

この規則は、令和七年三月一日から施行する。